

従来の本籍地は廃止
自由に変更可能

基本証明書

【駐〇〇大韓総領事館】

登録基準地	慶尚南道 ●●郡 ●●面 ●●道100
-------	---------------------

区分	詳細内容
作成	[家族関係登録簿作成日] 2008年01月01日 [作成事由] 家族関係登録等に関する法律 附則 第3条第1項
訂正	[道路名住所記録日] 2011年12月12日 [更訂前] 慶尚南道 ●●郡 ●●面 ●●里 200番地 [更訂後] 慶尚南道 ●●郡 ●●面 ●●道100 [更訂事由] 道路名住所法 第20条

※2011年12月12日より、従来の「番地」が廃止され、

区分	姓 名	出生年月日	住民登録番号	性別	本
本人	金●●●(金●●●)	1980年12月31日	801231-	男	慶州

一般登録事項

区分	詳細内容
出生	[出生場所] 慶尚南道 ●●郡 ●●面 ●●里 [申告日] 1981年1月31日 [申告人] 父
訂正	[訂正許可日] 2000年1月30日 [許可法院] ソウル家庭法院 [申請日] 1999年11月1日 [申請人] 金●●● [送付日] 1999年11月1日 [送付者] 駐名古屋総領事館 [訂正日] 2000年1月30日 [訂正内容] 生年月日「1979年12月31日」を「1980年12月31日」へ訂正
改名	[改名許可日] 2008年1月1日 [許可法院] ソウル家庭法院 [申請日] 2007年11月1日 [申請人] 金●●● [改名前の名] 金●●● [改名後の名] 金●●●

出生場所が日本の場合は、日本語読みのハングル表記と韓国漢字読み表記がある

訂正には、申請による場合と職権による場合があり、基本的には登録基準地を管轄する家庭裁判所の許可を得る

本貫といい、氏族の発祥地「姓」と「本」はセットである

2023年 〇月 〇日

法院行政庁 在外国民 家族関係登録事務所 家族関係登録官 ナム・ヨンファ 職印

※上記証明書は「家族関係登録等に関する法律」第15条第3項により記録事項を現出した詳細証明書です。

この証明書(除籍 謄・抄本を含む)は 公認電子郵便方式により作成されました。 西暦 2023年 〇月 〇日 駐〇〇総領事	職印
---	----

電子文書生成時刻:17時23分
発給担当者:〇〇
TEL:02-590-1787
申請人:〇〇